

魚津市告示第82号

魚津市農地集積・集約化対策事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年6月3日

魚津市長 村椿 晃

魚津市農地集積・集約化対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号）第21条の規定に基づき、魚津市農地集積・集約化対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）による利用権等の集積を通じて農業経営の規模拡大、農業の中核的担い手の育成・確保、農地保有の合理化及び農用地等の有効利用を図るため、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 現に魚津市内に住所を有する者
- (2) 納期限の到来した市税等を完納している者
- (3) 農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）が農地中間管理権を有する農用地等について賃借権又は使用貸借権の設定等を受けた者

2 前項第2号に該当する者であることの確認は、魚津市補助金等交付における市税等完納要件取扱要綱（平成31年魚津市告示第27号）第5条第1項第2号に定める方法により行うものとする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、交付対象者が一の会計年度において農地中間管理機構から新規に5年以上の期間で借り受けた農用地（以下「交付対象農用地」という。）の面積の合計（その面積の合計に1アール未満の端数がある

ときは、これを切り捨てる。)に、次の各号に定める額を乗じて得た額とする。ただし、農地利用集積円滑化事業(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第4条第3項に規定する事業をいう。)を実施する者からの借換えは対象としない。

(1) 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者(次条に規定する交付申請をした日の属する年度内に認定期間が満了した者を含む。) 1アール当たり
2,000円

(2) 前号に定める者以外のもの 1アール当たり1,000円

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、魚津市農地集積・集約化対策事業補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、交付対象農用地を借り受けた日の属する会計年度の末日までに市長に申請するものとする。ただし、同一申請者による同一年度内の申請は1回までとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否の決定及び補助金の額の確定をするものとする。

2 市長は、前項の交付の可否の決定及び額の確定をしたときは、その結果を魚津市農地集積・集約化対策事業補助金交付決定通知書兼額の確定通知書(様式第2号)又は魚津市農地集積・集約化対策事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により交付申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、魚津市農地集積・集約化対策事業補助金請求書(様式第4号)により市長に補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 交付対象農用地に係る賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了する日より前にその農用地を返還したとき。ただし、災害による農用地の崩壊、公用公共の用に供するための買収又はその他交付決定者の責によらない理由により農用地を返還した場合を除くものとする。

- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。
- 2 市長は、前項により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。
- 3 市長は、前2項の場合において、魚津市農地集積・集約化対策事業補助金交付決定取消通知書兼補助金返還命令書(様式第5号)により、当該交付決定の全部又は一部の取消しを受けた者に対し通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条の規定については、その交付対象農用地に係る賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了する日までは、なおその効力を有する。

魚津市長 あて

住所
氏名

魚津市農地集積・集約化対策事業補助金交付申請書

年度魚津市農地集積・集約化対策事業補助金について、次のとおり交付を受けたいので、魚津市農地集積・集約化対策事業補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

また、補助金交付要件を満たしているかの確認のため、申請者及びその世帯員の市税等の納付状況について確認することに同意します。

記

申請額 金 円

関係書類

- (1) 農用地利用集積計画書(写し)
- (2) その他市長が必要と認めた書類

様式第 2 号（第 6 条関係）
魚津市指令 第 号

住所
氏名

魚津市農地集積・集約化対策事業補助金交付決定通知書兼額
の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市農地集積・集約化対策事業
補助金について、下記のとおり交付決定及び額の確定をしたので魚津市農地
集積・集約化対策事業補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき通知しま
す。

年 月 日

魚津市長

記

交付決定額
及び額の確定額 金 円

様式第 3 号（第 6 条関係）
魚津市指令 第 号

住所
氏名

魚津市農地集積・集約化対策事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市農地集積・集約化対策事業補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので魚津市農地集積・集約化対策事業補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき通知します。

年 月 日

魚津市長

理由

様式第4号（第7条関係）

魚津市農地集積・集約化対策事業補助金請求書

年 月 日

魚津市長 あて

住所

氏名

印

年 月 日付けで交付決定及び額の確定の通知があった魚津市農地集積・集約化対策事業補助金について、魚津市農地集積・集約化対策事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき請求します。

記

請求額 金 円

様式第5号（第9条関係）
魚津市指令 第 号

住所
氏名

魚津市農地集積・集約化対策事業補助金交付決定取消通知書
兼補助金返還命令書

年 月 日付け魚津市指令 第 号により交付決定した 年度
魚津市農地集積・集約化対策事業補助金について、魚津市農地集積・集約化
対策事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき下記のとおり交付決定
を取り消すことに決定したので通知します。

つきましては、同要綱第9条第2項の規定に基づき下記のとおり補助金の
返還を命じます。

年 月 日

魚津市長

記

1 理 由

2 交付決定額及び確定額 金 円

3 交付決定取消額（返還額） 金 円

4 返還期限 年 月 日